



なかよし



ヘルメット着用のススメ！

木枯らしが吹き、木々の葉が次第に落ちる頃となりました。子供たちは遠足や「一小オリンピック2020」等の学校行事を経験し、友達のよさを発見したり、協力しながら取り組んだりすることの大切さを学び、表情よく過ごす姿が見られました。

さて、日没時間が早くなり、午後5時頃には外もすっかり暗くなります。下校後、友達と遊ぶ時に、自転車で移動する様子を度々見ることがありますが、ヘルメットを着用せずに自転車に乗る児童を見かけることが多いです。地域の方から「阿見一小的児童はヘルメットをかぶらないで自転車に乗っているのを目にするけれど、大きな事故に遭うと心配になってしまいます。」との声が数多く寄せられています。お子様の命を守るためにも、自転車に乗る時は、ヘルメットを着用するよう声かけをお願いいたします。

○ なぜ、自転車に乗る時にヘルメットをかぶらなければならないのか？

お子様が自転車を運転する時にヘルメットを着用することは、**おうちの方の努力義務**となっているからである。「道路交通法 第63条の10」に「**児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。**」とある。

○ 子供の自転車事故でけがをするのは、体のどの部分が多いのか？

半数以上が頭部である。子供は胴体とのバランスを見ると頭が重く、自転車が転倒した際には頭から落ちる割合が高い分、頭部の保護がとても重要である。



たくさんありました！命を守るヘルメット☆



事例① 自転車に乗っていたところ、交差点内で車と接触しました。フロントガラスが割れるほどの事故でしたが、ヘルメットをきちんとかぶっていたため、頭部への影響はありませんでした。

事例② 自転車に乗っていたところ、車にはねられました。ボンネットに打ち上げられて、肩や腰は打撲でしたが、ヘルメットをきちんとかぶっていたため、頭のけがはありませんでした。



事例③ 自転車に乗っていたところ、車にはねられました。数メートル飛ばされて道路に打ち付けられましたが、ヘルメットをかぶっていたため、頭部の損傷はありませんでした。

これらの事例は警察署のホームページに掲載されている事例です。ヘルメットをかぶったことによって命が助かったとの話が多数ありました。